抵当権抹消登記の申請手続の御案内

平成２７年１１月
法務省民事局・○○法務局
【○○銀行用】

お知らせ

平成２７年１１月２日から，抵当権の抹消の登記の申請をするときは，登記申請書に抵当権者（金融機関等）の会社法人等番号を記載することになります（注１）。

これに伴い，抵当権者の代表者の登記事項証明書の添付は不要になります。

平成２７年１０月３０日受付分まで		平成２７年１１月２日受付分から
金融機関の代表者の登記事項証明書を添付	➡	金融機関の会社法人等番号を記載（注２）

（注１）不動産登記令（平成16年政令第379号）第７条第１項第１号イ
（注２）抵当権者○○の会社法人等番号は，○○○○○○○○○○○○○です。

○　抵当権の抹消の登記の申請書の作成方法については，法務局ホームページを御覧ください。

当該登記の申請書には，次の①，②及び③の添付が必要です。なお，抵当権設定後に，抵当権者（金融機関等）の商号・本店等に変更がある場合には，④も必要となります。

①登記原因証明情報（抵当権者作成の解除証書など）
②委任状（抵当権者作成の委任状。例えば，①及び②の作成日欄が空欄の場合など不備があると登記をすることができませんので，抵当権者に御確認ください。）
③登記識別情報・登記済証（抵当権設定登記時の書類で抵当権者から提供又は交付されたもの）
④変更証明書（抵当権者から貸与された閉鎖登記事項証明書，閉鎖登記簿謄本等）

○　抵当権の抹消の登記の申請の代理又は申請書の作成については，司法書士に依頼することができます。

日本司法書士会連合会ホームページの司法書士検索のページから氏名又は地名により司法書士を検索することができます。検索した司法書士の情報には，事務所所在地や電話番号が掲載されています。

○　司法書士会では，各地で登記相談を実施しています。

日本司法書士会連合会ホームページの司法書士総合相談センターのページから最寄りのセンターを検索することができます。同ページから，登記相談の開催日時・場所・方法（面談・電話）・内容・予約の要否を確認することができます。

※ 登記の申請をする法務局については，法務局ホームページを御覧ください。